

【 農林水産部 】

<p>件 名</p>	<p>山地災害危険地区調査の情報提供について</p>
<p>申立概要 【受理30.1.12】</p>	<p>土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の情報は土木事務所でも即座に入手することができるが、山地災害危険地区調査（以下「本件調査」という。）の情報については、条例に基づく情報公開請求の経路を経なければ情報を提供してもらえない。府は自らが作成している資料等で府民に災害の危険性を知るところを求める一方で、情報の入手に請求手続を求め、提供までに1箇月もの期間を要するのはおかしいのではないか。</p> <p>山地災害危険地区の情報は府として積極的に周知広報すべきであり、公表できないような情報であれば調査の意味がないのではないか。</p> <p>また、本件調査の調査票に土砂災害警戒区域のチェック欄があるが、この欄に記載漏れがあるのではないか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本件調査は林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、災害の未然防止に資することを目的とするものである。 ○平成18年度から平成19年度にかけて実施された本件調査は、調査から10年が経過し現状と異なる箇所もあることなどから、積極的な周知広報は行っておらず、条例に基づく情報公開の手続によらざるを得なかった。 ○情報公開請求に要した期間は、請求文書の特定の際における誤解などにより期間を要したもので、通常は短期間で提供が可能である。 ○現在とりまとめ中の平成28年度から平成29年度にかけて実施された調査の結果は、府ホームページ等による積極的な周知広報を予定しており、条例に基づく情報公開の手続によらない情報提供として処理することも検討している。 ○調査票の土砂災害警戒区域のチェックについては、現在とりまとめ中の調査の実施後に土砂災害防止法に基づく指定がされたもので、公表までに関係機関と連携し必要な修正を行う予定である。
<p>結果（要望） 【通知30.2.7】</p>	<p>情報提供の取扱いについては、特に問題は見受けられなかったが、情報公開請求の対象文書を特定する際には、申請者の意向を十分確認するよう要望した。</p>
<p>対応状況</p>	<p>平成28年度から平成29年度にかけて実施された調査の結果については、府ホームページで公表することとし、現在、データ整理を行っているところである。また、調査票における土砂災害警戒区域との整合についても修正が完了した。</p>